

議案第 4 号

羽曳野市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例の制定について

羽曳野市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、災害に強いまちづくりに向けた環境整備等に関する事業の資金に充てるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(設置)

第 1 条 石油貯蔵施設立地対策等交付金(石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和 53 年通商産業省告示第 434 号)により交付される交付金をいう。)を災害に強いまちづくりに向けた環境整備等に関する事業の資金に充てるため、羽曳野市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算に定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用の禁止)

第 5 条 市長は、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができない。

(基金の用途)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める事業を行う場合に限り、その全部又は一部をその財源に充てることができる。

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。